

	メリット	デメリット
少数の場合 (20 人以下)	会議に予習に来る 余裕のある方から せいぜい 20~30人まで 議論がスムーズに なる (少数で楽々...) お互いに言えたりする 議論が スムーズ	広い意見の場 ない 限られた人 の意見になる 特定の意見に なる 限られた人の 意見になる
多数の場合 (21~50 人程度)	男女、老若 元氣、病弱 などいろいろな人を含むと 多岐の意見が出る 少数意見も尊重できる 審議員 1人1人皆様に 広く一般の人々の声を 反映する事が出来る 上限なし 広く意見が求められる	上限を決めて (50人) 以下 定数を超えたら レポートを要する 回数 意見を出すため ことばづかひ 議論の場 が制限される 限られた人への 利害がわかる 議論の白熱化は ない 上限なし 報酬が大きすぎる 期限が長くなる 間

デメリットの解決策

市のHPなどで
מידע וציוד תורני
常設する

PR にかかわる
市民の関心の高まる

少数報告と
あり

役割分担を
明確にする
(野会)

会議回数増加

		メリット	デメリット
学識経験者と公募委員だけとする ●●●●●●●●●●	知識の人の集まり (高学歴者が多い?) 勉強して来た人で選ばれる 各分野での深い内容について話し合う事が出来る。	学識経験者は手始めの事が仕事 特定の意見ばかり 所内の人や、近所の人、市民が少い	所づくりに無関心層へのPRが難しい 学識経験者は何もない 分野に力が入り出ない かたよる(特定の人の) 学識経験者の選り方がおかしい
さらに団体代表者を加える	多岐にわたる意見を取り入れる 知識がある会員団体の代表者 色んな利害関係が議論される 分野のバランス 広い意見が出る	どこまで入れていいかわからない 特定の利害関係が優位になる 市民参加が少い 二重参加があり責任がない 時間がかかりすぎる	市民参加が少い 二重参加があり責任がない 時間がかかりすぎる

市広い人々を
 王國にキヤンと説き
 適切な管束を
 王國に(控訴者)
 王國に
 広聴会の設置
 値りを示す
 時間・日数の制限
 王國に(控訴者)
 深める
 全日一致とし
 (タラ教決)
 制度(期限)を
 深めて議論
 公平性を
 意見が集約
 (1に11)なので
 王國に回数

3 具体的な公共的団体等について (15分間)

審議会委員として適当な団体等 (学識経験者、公募による市民を除く)

公営の住居(理事)

各方向へ課題
と与えし
提出される審議会と公開
議事内容(議事録公開)

老人会

青年会事務所

自治連合会

婦人会

子ども会
育連協でそのわけ
がわかる

いれたい!

審議会の中に
公聴会を置き
団体の意見を聞く

医師会

薬剤師会

老人会

スポーツクラブ

子供会

シニア人材

PTA

NPO

あつた
公募に参加を
お願いする
(各団体に)団体代表
不要営利法人は団体
又はその意見と代表者
団体の個人は不可市民
Only 1会に適切な団体は
ない

2班

第3回自治基本条例に関する勉強会 H19.10.27

1 審議会の人数について（15分間）

	メリット	デメリット	デメリットの解決策
少数の場合 (20 人以下)	意見がやりやすい ① 議論がまとまる 議論がしやすい (強さやすい) 1人1人のテーマで 深めることができる	意見がまとまりにくい ① 強い意見 しなくて かたよってしまう 市長の運営方針が 全体に伝わる場合も ある 強い意見の人に ひたすら聞かれる場合 がある 市民全体の意見が 出にくい	何回も市民にフィード バックすること。
多数の場合 (21～50 人程度)	多様な意見が 出られ、市民の声も反映 しやすい 1人1人の意見が 出にくい 1人1人の立場の人 や年齢層などの意見 も反映できる 市民の意見が 出にくい 市民の意見が 出にくい	意見がまとまりにくい ② 意見集約が 大変である 話し合いが まとまらない 立場、立場で出る 意見なので、ま たはりにくい 進行が遅い	審議会の広報活 動を！(知事会 報) 市民の意見聴取

2 審議会の構成メンバーについて (15分間)

	メリット	デメリット	デメリットの解決策
学識経験者と公募委員だけとする ● ● ● ●	公募委員も多くし、東の長に調整してやる。 まとまりやすい 審議時間が短時間では済まないか。 意見の違いがわかりやすく議論進む。 公募の成熟度が高い	限られた人だけになる 公募によるかたよりの予想がある 意見反映の幅が狭くなるおそれがある。 限られた意見になる 時と場合によって、この経過を十分に活用できる時間がある。 PRがスムーズで意見の収斂がある 現在、公募委員として1人か2人しかいない	団体の代表を公募に依頼する
さらに団体代表者を加える ● ● ● ● ●	学識経験者と公募委員が団体代表者になる(構成は不明) 公募委員が少い時、人数が確保できない 会議に時間がかかると外からの意見が来ない 市民が自分の向きとして、参加を促さないと、参加が難しい。 代表に学習の効果が期待	市民の学習が少ないと、深められない。 官製の団体を加える必要はないか? 市民とこの意見とで、団体代表者になる 団体のエゴが持ち込まれるおそれがある。 団体に入っていない人の比率が小さくなる 団体で統一感あるように、関係する必要がある。(時間がかかる) 時間がかかる 変り映がはる	市から各自治会に依頼する これに勉強会などで、呼びかけて、意見をまとめてあげよう。(団体内で) 市から大きくPRする

2 班

3 具体的な公共的団体等について (15分間)

第3回自治基本条例に関する勉強会 H19.10.27

審議会委員として適当な団体等 (学識経験者、公募による市民を除く)

障害者の団体

自治会

教育関係

労組

中小企業

子育て支援の
市民団体

工場

学生
(高専大)

業者団体

子育て
団体

高齢者団体

青年学生

商工会や地域の
商店会

自然環境保全会
自治会

自治会

青年団体

農業関係
(農協以外)

自然環境
学習団体

薬剤師会

男女共同参
進会

医師会
歯科医師会